

## 動物実験等に関する情報公開

### 1. 実験動物の飼養保管状況

平成 30 年度

動物種	実験に使用した数	飼養中の数（3月末現在）
マウス	50 匹	0 匹

令和元年度

動物種	実験に使用した数	飼養中の数（3月末現在）
マウス	25 匹	0 匹
ラット	40 匹	0 匹

令和 2 年度

動物種	実験に使用した数	飼養中の数（3月末現在）
マウス	48 匹	0 匹
ラット	75 匹	0 匹

### 2. 動物実験委員会審査状況

平成 31 年 3 月審査分

申請課題名	審査結果
31-A1 悪液質モデルマウスに対するエゴマ葉およびその成分の効果の検証（継続）	承認
31-A2 ホタルイカおよびゲンゲの脂質低下作用に関する研究（継続）	承認
31-A3 腸管のバリア機能を評価するモデルの確立	承認

令和2年3月審査分

申請課題名	審査結果
R2-A1 ホタルイカおよびゲンゲの脂質低下作用に関する研究（継続）	承認
R2-A2 腸管のバリア機能を評価するモデルの確立（継続）	承認
R2-A3 微小プラスチックの蓄積および安全性に関する研究	承認
R2-A4 悪液質モデルマウスに対するエゴマ葉およびその成分の効果の検証（継続）	承認
R2-A5 サルコペニアモデルマウスに対するエゴマ油の効果の検証	承認

令和3年3月審査分

申請課題名	審査結果
R3-A1 富山県の特産食材の脂質低下作用などの機能性に関する研究	承認
R3-A2 腸管のバリア機能を評価するモデルの確立（継続）	承認
R3-A3 微小プラスチックの蓄積および安全性に関する研究（継続）	承認
R3-A4 悪液質モデルマウスに対するエゴマ葉およびその成分の効果の検証（継続）	承認
R3-A5 サルコペニアモデルマウスに対するエゴマ油の効果の検証（継続）	承認

3. 動物実験結果報告

申請課題名	動物種	数
30-A1 ホタルイカおよびゲンゲの脂質低下作用に関する研究（継続）	実績なし	0匹
30-A2 悪液質モデルマウスに対するエゴマ葉およびその成分の効果の検証	マウス	50匹
31-A1 悪液質モデルマウスに対するエゴマ葉およびその成分の効果の検証	マウス	25匹
31-A2 ホタルイカおよびゲンゲの脂質低下作用に関する研究	実績なし	0匹
31-A3 腸管のバリア機能を評価するモデルの確立	ラット	40匹
R2-A1 ホタルイカおよびゲンゲの脂質低下作用に関する研究（継続）	ラット	0匹
R2-A2 腸管のバリア機能を評価するモデルの確立（継続）	ラット	55匹

R2-A3	微小プラスチックの蓄積および安全性に関する研究	ラット	20匹
R2-A4	悪液質モデルマウスに対するエゴマ葉およびその成分の効果の検証（継続）	マウス	18匹
R2-A5	サルコペニアモデルマウスに対するエゴマ油の効果の検証	マウス	30匹

#### 4. 動物飼育に関する教育訓練・研修等

##### 平成30年度

日時・場所	内容	人数
7月9日・学内	関連法令、指針、本学規程 動物実験の方法に関する基本事項 飼養保管に関する基本事項 安全確保および完全管理に関する事項 他	1名

##### 令和元年度

日時・場所	内容	人数
5月20日・学内	動物実験実施者に対する教育訓練 (関連法令、指針、本学規程 動物実験の方法に関する基本事項 飼養保管に関する基本事項 安全確保および完全管理に関する事項 他)	2名
1月24日・東京大学弥生講堂	動物実験の外部検証等 適正な動物実験の実施に関する説明会	1名

##### 令和2年度

日時・場所	内容	人数
6月2日・学内	動物実験実施者に対する教育訓練 (関連法令、指針、本学規程 動物実験の方法に関する基本事項 飼養保管に関する基本事項 安全確保および完全管理に関する事項 他)	4名

5. 動物実験に関する点検・評価

	結果
①「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示71号）（以下、基本指針と略）に基づき、機関内規程が定められている。	○ <sup>1</sup>
②基本指針に基づき、動物実験委員会を設置している	○ <sup>1</sup>
③基本指針に基づき、動物実験責任者に計画を申請させ、その計画について動物実験委員会の審査を経てその申請を承認し、または却下している。	○ <sup>1</sup>
④基本指針に基づき、動物実験計画の実施の結果について報告を受け、必要に応じて改善措置を講じている。	○ <sup>2</sup>
⑤基本指針に基づき、必要に応じて教育訓練などを行っている。	○ <sup>2</sup>
⑥基本指針に基づき、自ら点検評価を実施している。	× <sup>2*</sup>
⑦基本指針に基づき、3Rを踏まえて適正な動物実験等の方法を選択して実施している。	○ <sup>1</sup>
⑧基本指針に基づき、緊急時に対応するための計画を作成している。	○ <sup>3</sup>
⑨第三者による評価を受けている。	○ <sup>4</sup>

○：適，×：改善すべき点あり

<sup>1</sup> 富山短期大学動物実験取扱規程、<sup>2</sup> 動物実験委員会記録、<sup>3</sup> 緊急時対応マニュアル、

<sup>4</sup> 平成25年度第三者評価（短期大学基準協会）

\*【自己点検結果】

- ・富山短期大学動物実験取扱規程 第28条に定めている記録の整備・保存が不十分であった。  
「第28条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存しなければならない。」

改善計画：管理者が記録票を作成して、保存管理すること。

（令和3年3月23日に作成完了）